

菊川市省エネ農業用機器等導入事業補助金交付要綱

制定 令和5年11月10日付け菊建農第237号菊川市長通知

(趣旨)

第1条 市長は、電気、燃料等の価格が高騰し、厳しい経営状況にある地域農業の担い手を支援するため、省エネルギー効果が見込まれる農業用機器等の設備投資を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所又は主たる事業所を有し、菊川市の認定を受けている認定農業者若しくは認定新規就農者

(2) 市税を滞納していない者

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(1) 農畜産物の生産、集出荷及び調整に必要な農業用機械の購入又は更新

(2) 農畜産物の生産、集出荷及び調整に必要な農業用施設の照明設備の更新（LED化）

(3) 空調設備を有する農畜産物の生産に要する農業用施設に設置する遮光及び遮熱資材の購入又は更新並びに被覆資材の更新

2 補助の対象となる農業用機器等、要件及び経費は別表のとおりとする。

3 補助額は、補助対象経費から消費税を減じた額の10分の3以内の額とし、30万円を限度とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(補助の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、菊川市省エネ農業用機器等導入事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 実施予定事業に係る経費の見積書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市省エネ農業用機器等導入事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、補助対象者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなけ

ればならないこと。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

（変更の承認申請）

第7条 第5条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者が前条第1号ア及びイに掲げる内容を変更しようとする場合は、菊川市省エネ農業用機器等導入事業計画変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。第9条の規定による補助金の追加交付決定の通知を受けた後において、申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 変更事業計画書（様式第2号）

(2) 変更収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更承認等の通知）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、その変更を承認し、その旨を菊川市省エネ農業用機器等導入事業計画変更承認通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（追加交付決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定により補助金所要額の増額に伴う変更の承認をしたときは、補助金の追加の交付を決定し、その旨を菊川市省エネ農業用機器等導入事業補助金追加交付決定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、事業が完了したときは、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第2号）

- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 購入又は更新した農業用機器等が確認できる書類
- (4) 対象経費の支払いが確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに1部提出しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第11条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を菊川市省エネ農業用機器等導入事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

（請求の手續）

第12条 前条の交付確定通知書を受領した補助対象者が補助金の交付の請求を行おうとするときは、請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消しの通知）

第13条 市長は、規則第14条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を菊川市省エネ農業用機器等導入事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還請求）

第14条 市長は、規則第15条の規定により、補助金の返還をさせる場合は、補助対象者に対し、菊川市省エネ農業用機器等導入事業補助金返還請求書（様式第12号）により当該補助金の返還の請求をするものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

1 農畜産物の生産、集出荷及び調整に必要な農業用機械の購入又は更新

対象農業用機器等	要件	対象経費
(1) 耕うん機、テイラー、トラクター等耕うん整地用機械 (2) 管理機、播種・定植用機械、肥料散布機、環境制御システム機械等栽培管理用機械 (3) 自走式草刈機 (4) 薬剤散布機、土壤消毒器等防除用機械 (5) コンバイン、収穫機、選別機、精米機、梱包機等収穫調整用機械 (6) 乾燥機、貯蔵庫等農畜産物保管用機械 (7) 家畜飼養管理機械 (8) 農業用ドローン等スマート農業用機械 (9) その他の農業用機械	(1) 補助対象者の農業経営において使用するものであること。 (2) 固定設置する農業用機械等の場合、市内の農業用施設に設置するものであること。 (3) 新規購入の場合、作業の効率化等による経営状況の改善が図られるものであること。 (4) 更新の場合、既存の機械と比較して環境性能が優れているものであること。	中欄の要件を満たす農業用機械の購入及び設置並びに既存設備の撤去及び処分に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 交付決定前に実施した事業に係る経費 (2) 他の補助を受けている又は受ける予定の事業に係る経費

2 農畜産物の生産、集出荷及び調整に必要な農業用施設の照明設備の更新（LED化）

対象農業用機器等	要件	対象経費
LED照明設備	補助対象者の農業経営において使用する市内の農業用施設の設備更新であること。	中欄の要件を満たす照明設備の更新に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 交付決定前に実施した事業に係る経費 (2) 他の補助を受けている又は受ける予定の事業に係る経費

3 空調設備を有する農畜産物の生産に要する農業用施設に設置する遮光及び遮熱資材の購入又は更新並びに被覆資材の更新

対象農業用機器等	要件	対象経費
(1) 遮光・遮熱資材 (2) 被覆資材	補助対象者の農業経営において使用する市内の農業用ハウスに設置するも	中欄の要件を満たす農業用資材の購入及び設置並びに既存設備の撤

	<p>のであること。</p>	<p>去及び処分に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 交付決定前に実施した事業に係る経費</p> <p>(2) 他の補助を受けている又は受ける予定の事業に係る経費</p>
--	----------------	--